

新冠町立新冠小学校 「いじめ防止基本方針」～抜粋～

1 いじめの基本的なおさえ

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該児童行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 ※いじめ防止対策推進法より

(2) いじめに対する基本確認

- ① いじめは、人間として絶対に許されないことであり、人権侵害である。
 - 相手に原因があるから、いじめてもよいとの理屈は認めない。
 - 遊んでいただけ、ふざけていたつもりとの言い訳を認めない。
 - 自分がいじめられるのが嫌だから、やったとの言い訳を認めない。
- ② いじめは、すべての児童・学級・学校に起こりえるものである。
 - いじめの被害者と加害者は固定されたものではなく、入れ替わることもある。
 - 一人の児童が同時にいじめの加害者にも被害者にもなり得ることもある。
- ③ いじめの態様は様々である。
 - 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
 - 持ち物を取られたり、隠されたり、壊されたりする。
 - 仲間はずれにされたり、集団から無視されたり、一方的・集中的に注意されたりする。
 - 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
 - ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたり、そのふりをされる。
 - 金品をたかられたり、万引きなどを強要される。
 - 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせられたり、されたりする。
 - パソコンや携帯電話、スマートフォンなどの通信手段を使って、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ④ いじめを取り巻く児童の態様も様々である。
 - いじめを受ける被害者
 - 実際にいじめを行う加害者
 - 実際には手を出さないが、見てはやし立てたり、おもしろがったりする消極的加害者
 - 「関わりたくない」「仕返し怖い」などの理由から見て見ぬふりをする傍観者
 - いじめを傍観せずに、注意したり、被害児童に係わったり、教師に伝えたりする解決者
- ⑤ いじめには、容易には発見しにくいものがある。
 - いじめは当該児童や傍観者からの訴えが寄せられにくい。
 - ・いじめられていることを知られたくない。
 - ・情報を提供したことで、自分が対象にされる。
 - ・どうせ解決してもらえないと諦めている。
 - 遊びをや仲間関係を装う。
 - ・他者からは、いじめと遊びや悪ふざけの区別がつけにくい。

- ⑥いじめの要因は一様ではないが、子ども同士の人間関係や、子どもを取り巻く周囲の大人のかかわり方が大きく影響している。
- 「いじめを許さない」という毅然とした意識や態度の不足
 - 道徳教育や心の教育の不足
 - 他者を見下したり、差別したりする意識を助長する大人のかかわり
- ⑦いじめの発見や解決には、学校・家庭・地域との連携が重要である。
- 家庭との情報や指導の共有による早期発見や解決力の向上
 - 専門機関との連携による解決力の向上や多様化
 - 地域社会の見守りと情報提供に早期発見や未然防止への期待
 - 関係者による連携体制の確立と機能化による解決力の多面化
 - いじめ問題への対応は、原則として組織的に行う。

2 本校における基本的な取組

(1)いじめ防止の取組

- ①いじめを生まない・許さない学級・学校づくりの推進
- いじめに対する学校方針（いじめ対策基本計画）の明確化と発信
 - 関係者によるいじめについての基本確認の共有による正しい認識の形成
 - 全国学力学習状況調査結果からの意識把握
- ②受容的・支持的な学級・学校風土の醸成
- 教師による受容的・共感的なかわり
 - いじめ防止を位置付けた学級経営案の作成と指導の充実
 - 学級風土の多面的な把握（ほっとなどの活用）
 - 全校レベルでの挨拶運動の継続と充実
 - 学級活動や児童会活動における具体的な体験
 - 生徒指導の機能を生かした授業づくりや指導の推進
- ③道徳教育・心の教育の充実
- 「思いやり」「感謝」「公正」などを積極的に扱った道徳の授業の実施
 - 生命尊重や人権を重点とした指導の重視
 - 自己肯定感を高める指導の工夫
 - 学級ルール of 明確化と徹底
- ④具体的な体験場面の設定
- 人間関係プログラムに基づく指導の継続
 - いじめ防止に向けた児童の主体的な取組の実施
 - 達成感や仲間意識もてる学級活動や学校行事の推進
- ⑤各種連携によるいじめ防止の取組の推進
- 家庭における受容的な言葉かけ（ありがとう・ごめんなさい）
 - 地域の社会教育活動と連携した指導（少年団・体験活動）
 - 入学・進学時における相手先との情報交換
 - スマートフォンや携帯電話等の機器使用や情報モラルの指導

(2) いじめの早期発見に向けた取組

① いじめ発見に向けた情報収集の多面化

- いじめアンケートの実施（6月と9月と11月）
- 教育相談の実施
- 日常的な児童からの情報収集

② 教師集団による観察と情報共有

- 担任・教科担任・TT担当者による観察と情報交流
- 全教職員による児童実態交流の定期化

③ 家庭・地域との情報連携体制の確立

- 家庭との連携による情報収集
- 地域指導者との連携による情報集

④ いじめの傍観や逃避的な意識への働きかけ

- 教師との信頼関係の構築
- 困っている人を助ける集団意識の醸成
- いじめに関する情報を提供することへの抵抗感の払拭
- 物事の善悪や良否を明確にした学級風土の醸成

(3) いじめ解決に向けた取組

① いじめ発見からの対応の手順

